

令和7年12月定例議会提出予定案件の概要説明

報告第7号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について） (南知多町大字山海地内における交通事故) (専決 令和7年9月29日)

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので同条第2項の規定により報告する。

1 相手方

* * * * *

2 事故の概要

令和7年5月1日午後3時20分頃、職員が南知多町大字山海地内の駐車場において、公用車を後退させる際に周囲の状況確認を怠り、公用車の後方を、相手方の自家用車へ接触させ、相手方を負傷させたものである。

3 損害賠償の額及び和解の内容

(1) 損害賠償の額 金196,194円

(2) 和解の内容

相手方に対し、事故に係る負傷の治療費その他の費用として、上記損害賠償の金額を支払うこと。

議案第64号 人権擁護委員の推薦について

1 提案の理由

人権擁護委員5人の委員の内、1人が令和8年3月31日をもって任期満了となる。再任で法務大臣に推薦したいので、議会の意見を求めるものである。

議案第65号 南知多町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

1 制定の理由

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律による児童福祉法の一部改正に伴い、町の認可事業として位置付けられた乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるため、条例を制定する必要があるからである。

2 制定の主な内容

(1) 趣旨

(第1条関係)

法第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準を定める。

- (2) 乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準 (第3条関係)
乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準(令和7年内閣府令第1号)に定めるとおりとする。
- (3) 余裕活用型乳児等通園支援事業所の設備及び職員の基準 (第4条関係)
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等に定められる基準によるものとする。

3 施行期日
令和8年1月1日

議案第66号 南知多町産業廃棄物処理施設の設置等に係る計画の事前協議等に関する条例の制定について

1 制定の理由

産業廃棄物処理施設の設置等に係る計画の事前協議等について定めることにより、産業廃棄物処理施設の設置等が、事業者及び関係住民等の理解の下に地域の環境への影響及び安全性の確保に配慮して行われることを促進し、もって町民の良好な生活環境の保全に資するため、条例を制定する必要があるからである。

2 制定の主な内容

- (1) 事前協議書の提出に関する規定 (第4条関係)
ア 事業者は、産業廃棄物処理施設の設置等をしようとするときは、産業廃棄物処理施設設置等事業事前協議書を町長に提出しなければならない。
イ 事前協議書の提出は、産業廃棄物処理施設の設置等に係る法令等に基づく許可、認可等の申請又は届出をしようとする前に行わなければならない。
- (2) 意見交換会の開催に関する規定 (第5条関係)
ア 事業者は、産業廃棄物処理施設の設置等について関係住民等の理解を得るために、関係住民等に対して当該産業廃棄物処理施設の設置等に係る計画の内容について説明し、意見を交換する意見交換会を開催しなければならない。
イ 事業者は、意見交換会を開催したときは、その日から30日以内に、当該意見交換会において関係住民等が提示した意見の要旨、それに対する事業者の見解その他規則で定める事項を記載した書面を町長に提出しなければならない。
- (3) 町長との協定の締結等に関する規定 (第9条関係)
事業者は、意見交換会若しくは追加意見交換会が終了したとき、関係住民等と協定を締結したとき又は意見の調整が行われ、意見が一致した事項があったときは、それらの内容を踏まえ、町長と生活環境の保全に関する協定を締結しなければならない。

- (4) 指導、勧告及び命令に関する規定 (第 14 条関係)
- ア 町長は、この条例に違反する行為により、地域の環境が損なわれ、又は損なわれるおそれがあると認めるときは、当該違反行為をする者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、当該違反行為の停止その他必要な措置を講ずべきことを指導し、又は勧告することができる。
- イ 町長は、指導又は勧告を受けた者がその指導又は勧告に従わないときは、期限を定めて、事態を除去するために必要な限度において、当該違反行為の中止その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

(2) 経過措置

この条例の施行の際現に愛知県知事への申請等が行われている場合又は申請等を要しない産業廃棄物処理施設であって、当該産業廃棄物処理施設の設置等が行われている場合は、この条例の規定は適用しない。

議案第 67 号 師崎港観光センターの設置及び管理に関する条例の制定について

1 制定の理由

師崎港観光センターを建設したことから、地方自治法第 244 条の 2 第 1 項の規定により、設置及び管理について必要な事項を定めるため、条例を制定する必要があるからである。

2 制定の主な内容

(1) 設置に関する規定

(第 2 条関係)

住民及び旅客の安全性、利便性の向上及び地域の活性化を図るため、観光センターを設置する。

(2) 使用の許可に関する規定

(第 5 条関係)

観光センターの施設を使用しようとする者又は観光センターを広告類等の掲示若しくは物品の販売等に使用しようとする者は、事前に町長の許可を受けなければならない。

(3) 特定使用施設に関する規定

(第 7 条関係)

町長は、施設の一部を特定の事業者に使用させることができる。

(4) 使用料に関する規定

(第 8 条関係)

施設の使用者は、使用料を納付しなければならない。

(5) 指定管理者による管理に関する規定

(第 17 条関係)

町長は、施設の管理を指定管理者に行わせることができる。

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和8年1月1日から施行する。ただし、第17条第1項、附則第2項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(2) 準備行為

ア 第17条第1項の規定による指定管理者の指定等に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

イ 第18条第1項の規定により新たに利用料金を指定管理者の収入として收受させる場合における同条第2項の手続については、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(3) 南知多町使用料条例の一部改正

別表第1を削除する。

議案第68号 公の施設の指定管理者の指定について

1 提案の理由

新たに制定する師崎港観光センターの設置及び管理に関する条例第17条第1項の規定に基づき、指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決が必要であるからである。

2 指定の内容

(1) 管理を行わせる公の施設

師崎港観光センター

(2) 指定管理者となる団体

南知多町大字豊浜字豊浦1番地の13

南知多未来パートナーズ株式会社 代表取締役 芝山真明

(3) 指定の期間

令和8年1月1日から令和27年12月31日まで

議案第69号 南知多町観光施設条例の一部を改正する条例について

1 改正の理由

内海観光センターが新たに完成すること並びに師崎港観光センターの設置及び管理に関する条例を新たに制定することに伴い、現行条例の一部を改正する必要があるからである。

2 改正の内容

(1) 観光施設に内海観光センターを追加する改正

(別表第1関係)

(2) 観光施設から師崎港観光センター及び師崎港観光センター付属施設を削除する
改正 (別表第1関係)

(3) 内海観光センターを利用する場合の許可に関する改正 (第3条関係)

3 施行期日
令和8年1月1日

議案第70号 南知多町火入れに関する条例の一部を改正する条例について

1 改正の理由

気象庁が発表する予報用語の変更及び消防法に基づく火災警報のうち、林野火災予防を目的とした林野火災警報等の用語が新設されたことに伴い、現行条例の一部を改正する必要があるからである。

2 改正の主な内容

「異常乾燥注意報」を「乾燥注意報」に修正し、林野火災予防を目的とした林野火災警報等の新設用語を追加する改正 (第14条関係)

3 施行期日
令和8年1月1日

議案第71号 南知多町立学校設置条例の一部を改正する条例について

1 改正の理由

南知多町立中学校再編実施計画に基づき南知多町立篠島中学校を南知多町立南知多中学校へ統合することに伴い、現行条例の一部を改正する必要があるからである。

2 改正の内容

南知多町立篠島中学校を廃止し、南知多町立南知多中学校へ統合する改正 (別表関係)

3 施行期日
令和9年4月1日

議案第72号 南知多町使用料条例の一部を改正する条例について

1 改正の理由

南知多町総合体育館について、営利を目的として専用利用する場合に適用される使用料を見直すことで、その利用を促進するため、現行条例の一部を改正する必要があるからである。

2 改正の内容

営利を目的として専用利用する場合の使用料を減額する改正 (別表第4関係)

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和8年4月1日

(2) 経過措置

この条例による改正後の南知多町使用料条例別表第4の規定は、この条例の施行日以後の使用許可に係る使用料から適用し、施行日前の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第73号 南知多町職員定数条例の一部を改正する条例について

1 改正の理由

持続可能で質の高い行政サービスを提供するためには、職員が健康で安心して働く環境を整備し、適正な人員体制とワーク・ライフ・バランスを実現することが急務である。これを実現するに当たり、令和7年12月に策定予定の定員管理計画を確実に実行するため、現行条例の一部を改正する必要があるからである。

2 改正の主な内容

- | | |
|--------------------------|------------|
| (1) 職員の定数の改正 | (第2条第1項関係) |
| (2) 休職中の職員等の取扱いに関する規定の整備 | (第2条第2項関係) |

3 施行期日

公布の日

議案第74号 令和7年度南知多町一般会計補正予算(第3号)

補正額 104,874千円 補正後 10,347,613千円

1 総務課

○歳出

①総務費	30,464千円
・ 庁舎等燃料費、光熱水費の増	1,461千円
・ 保健センター外壁工事	24,152千円
・ 両島サービスセンター等通信回線構築業務委託料	748千円
・ 備品購入費（圧着はがき・封書加工機器更新）	4,103千円

2 防災交通課

○歳出

①消防費	453千円
・ 消防施設等光熱水費の増	85千円
・ 防災施設（防災無線、防災センター等）光熱水費の増	368千円

3 企画財政課

○歳入

①地方交付税 普通交付税の額確定	118, 504千円
②財政調整基金繰入金 歳入歳出の財源調整	△42, 859千円
③町債	7, 700千円
・防災施設整備事業債（防災行政無線再送信無線機取替工事）	2, 400千円
・公共土木施設災害復旧債（台風15号被害・篠島長浜）	5, 300千円

○歳出

①総務費	
・検査管財費 旧日間賀中学校、及び旧篠島小学校残置物等撤去収集運搬処分業務	27, 261千円
②災害復旧費 財源更正（公共土木施設災害復旧債充當に伴う一般財源の減）	

4 産業振興課

○歳入

①県支出金 農林水産業費県補助金	96千円
②寄附金 産業まつり運営費寄附金	757千円
③繰入金 師崎港観光センター周辺整備運営事業基金	15, 903千円

○歳出

①農林水産業費 農地利用最適化交付金報酬の増	483千円
②商工費	16, 661千円
・産業まつり補助金の増	758千円
・師崎港観光センター周辺整備運営事業費の増 (建設工事の増、駐車場プリペイドカード還付金)	15, 903千円

5 まちなみ環境課

○歳出

①衛生費	△8, 567千円
・知多南部衛生組合分担金の減	△12, 907千円
・離島最終処分場管理委託料、離島草木運搬業務委託料の増	3, 432千円
・日間賀島最終処分場遮水シート修繕工事	908千円
②土木費 地籍業務調査委託料の減	△1, 860千円

6 住民課

○歳入

①国庫支出金	957千円
・国民年金等事務交付金	418千円
・年金生活者支援給付金事務交付金	539千円

○歳出

①民生費	962千円
・国民年金システム改修業務委託料	957千円
・年金生活者支援給付金国庫支出金等返還金（令和6年度精算）	5千円

7 ふくし課

○歳入

①国庫支出金 障害者自立支援医療費	2, 544千円
②県支出金 障害者自立支援医療費	1, 272千円

○歳出

①民生費	19, 014千円
・介護保険特別会計繰出金 繰出金の増	4, 222千円
・自立支援医療給費の増	5, 088千円
・障害者支援事業国県支出金等返還金（令和6年度精算）	9, 704千円

8 健康こども課

○歳出

①民生費	9, 483千円
・児童手当国県支出金等返還金（令和6年度精算）	287千円
・保育所光熱水費の増	320千円
・子ども子育て支援交付金国県支出金等返還金（令和6年度精算）	694千円
・子育て支援センター、どんぐり園光熱水費の増	9千円
・保育所修繕工事	2, 569千円
・出産子育て応援交付金国県支出金等返還金（令和6年度精算）	184千円
・感染症予防事業国県支出金等返還金（令和6年度精算）	5, 251千円
・母子保健衛生費国県支出金等返還金（令和6年度精算）	169千円

9 教育課

○歳出

①教育費	10, 520千円
・小学校光熱水費の増	1, 355千円
・中学校光熱水費の増	1, 253千円
・総合体育館燃料費、光熱水費の増	1, 210千円
・運動公園等光熱水費の増	296千円
・給食施設費光熱水費の増	2, 892千円
・賄材料費の増	3, 514千円

◎第2表 繰越明許費補正

総務課

・総務費 庁舎等整備事業費（保健センター外壁）	45, 759千円
-------------------------	-----------

◎第3表 債務負担行為補正（追加）

事項	期間	限度額
議会だより「みなみちた」印刷	令和8年度	1, 650千円
広報「みなみちた」印刷	令和8年度	6, 471千円
放課後児童クラブ送迎用公用車運転業務委託事業	令和8年度	2, 233千円

事項	期間	限度額
南知多中学校通学用バス借上げ及び運行業務委託事業	令和8年度	53,592千円
南知多中学校通学用バス運転業務委託事業	令和8年度	10,112千円
南知多中学校通学用福祉車両運転業務委託事業	令和8年度	3,000千円
内海小学校通学用バス運転業務委託事業	令和8年度	3,960千円
豊浜小学校通学用バス運転業務委託事業	令和8年度	3,960千円
みさき小学校通学用バス運転業務委託事業	令和8年度	11,880千円
離島中学生通学輸送業務委託事業	令和8年度	5,229千円
離島中学生通学用船舶借上事業	令和8年度	5,277千円
中学生交流促進高速船無償化事業委託事業	令和8年度	1,017千円
小中学校ＩＣＴ支援員配置業務委託事業	令和8年度	6,970千円
総合体育館空調設備保守点検事業	令和8年度	1,298千円
総合体育館清掃業務委託事業	令和8年度	2,352千円
学校給食配達業務委託事業	令和8年度	5,720千円

◎第4表 地方債補正

(追加) 道路橋りょう施設災害復旧事業債 限度額 5,300千円

(変更) 防災施設整備事業債 限度額 12,900千円 → 15,300千円

議案第75号 令和7年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

(住民課) 補正額 361千円 補正後 2,726,702千円

○歳入

①繰越金 歳入歳出の財源調整 361千円

○歳出

①諸支出金 国県支出金等返還金(令和6年度精算) 361千円

議案第76号 令和7年度南知多町介護保険特別会計補正予算(第2号)

(ふくし課) 補正額 35,522千円 補正後 2,049,850千円

○歳入

①国庫補助金 介護給付費負担金	6, 907千円
調整交付金	2, 236千円
②支払基金交付金 介護給付費交付金	9, 594千円
③県支出金 介護給付費負担金	4, 640千円
④繰入金 一般会計繰入金	4, 222千円
介護給付費準備基金繰入金（歳入歳出の財源調整）	7, 923千円

○歳出

①保険給付費	35, 522千円
・介護サービス等諸費の増	17, 810千円
・支援（介護予防）サービス等諸費の増	11, 101千円
・高額介護サービス費の増	3, 656千円
・高額医療合算介護サービス等費の増	554千円
・特定入所者介護サービス等費の増	2, 401千円

議案第77号 令和7年度南知多町水道事業会計補正予算（第1号）

（水道課）事業費用 補正額 346千円 補正後 685, 832千円

○収益的支出

①水道事業費用	346千円
・営業費用 配水池、ポンプ場電気料の増	380千円
・営業外費用 消費税及び地方消費税の減	△34千円

◎債務負担行為

事　項	期　間	限度額
水質検査業務委託	令和8年度	6,884千円
水道施設機器点検整備業務委託	令和8年度	14,850千円

議案第78号 令和7年度南知多町漁業集落排水事業会計補正予算（第1号）

（水道課）事業収益 補正額 57千円 補正後 117, 218千円

事業費用 補正額 645千円 補正後 116, 789千円

○収益的収入

①営業外収益 消費税及び地方消費税還付金の増	57千円
------------------------	------

○収益的支出

①事業費用	645千円
・営業費用 修繕料の増	300千円
・動力費の増	345千円